

指定管理者の評価結果について

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：永楽集会所

所在地：津島市永楽町3丁目22番地2

構造：鉄骨造り 地上2階建

延床面積：187.92 m<sup>2</sup>

施設内容：1階 管理事務室、相談室、集会室、便所

2階 実習室、物置、便所

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名：永楽町3丁目町内会

所在地：津島市永楽町3丁目1番地1

指定管理者概要：地域に密着した団体であり、また、長年にわたり当該施設の管理委託を受託している。

主な業務：永楽集会所の管理及び運営に関する業務

(3) 指定期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日

## 2 評価結果

### (1) 評価基準

| 評価項目                           |   |
|--------------------------------|---|
| 1 適正な管理の確保に対する取り組み             |   |
|                                | 施設の維持管理が適切に行われているか。等チェックリストのとおり           |
| 2 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み |   |
|                                | 利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。等チェックリストのとおり     |
| 3 管理経費の安定や低減に対する取り組み           |   |
|                                | 協定で定めた費用で施設の管理及び運営が効率的になされたか。等チェックリストのとおり |
| 4 施設の設置目的の達成に関する取り組み           |   |
|                                | 施設の設置目的に沿った活用がなされているか。等チェックリストのとおり        |

(2) 評価結果

|   | 評価項目                          | 配点 | 得点 | 評点 |
|---|-------------------------------|----|----|----|
| 1   | 適正な管理の確保に対する取り組み              | 96 | 64 | 2  |
| 2   | 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み | 18 | 12 | 2  |
| 3   | 管理経費の安定や低減に対する取り組み            | 15 | 10 | 2  |
| 4   | 施設の設置目的の達成に関する取り組み            | 6  | 4  | 2  |
| 合 計   |                               |    |    | 8  |
| 総合評価  |                               | A  |    |    |
| [評価の理由]   |                               |    |    |    |
| 1 適正な管理の確保に対する取り組み<br>施設・設備の維持管理に努め、特に大きな修繕は発生しなかった。                            |                               |    |    |    |
| 2 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み<br>利用時間の延長など利用者の使用時間に臨機応変に対応し、利用者サービスの向上に努めている。 |                               |    |    |    |
| 3 管理経費の安定や低減に対する取り組み<br>指定管理料内で施設の管理及び運営を行えるよう努力している。                           |                               |    |    |    |
| 4 施設の設置目的の達成に関する取り組み<br>利用に関する苦情もなく、地域住民の交流や憩いの場として利用されている。                     |                               |    |    |    |

※評点について

◆配点 チェックリストによる評価対象項目×3点

◆得点 チェックリストによる評価対象項目ごとに

◎：3点(計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの)

○：2点(計画された業務水準を概ね達成したもの)

△：1点(再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの)

×：0点(計画された業務水準を達成できなかったもの)

で評価した合計点数

◆評点基準(小数点第3位で四捨五入)

得点÷配点=0.85以上 . . . . . 3点

得点÷配点=0.6~0.85未満 . . . . . 2点

得点÷配点=0.3~0.60未満 . . . . . 1点

得点÷配点=0.30未満 . . . . . 0点

※総合評価について

◆評点配点 評価項目×3点

◆合計点 評点の合計点数

◆総合評価基準

S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。

(「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上)

A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行なわれていた。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満)

B：目標や計画下回る点があり、更なる努力が必要である。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満)

C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。

(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%未満)

チェックリストについては、別添のとおり。